

諮問番号：令和元年度諮問第4号

答申番号：令和元年度川行審答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

処分庁が行った申込児童を保育所入所保留とする旨の処分を取り消す、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件児童について、いかなる具体的理由で入所保留となったのかが明らかではない（行政手続法（平成5年法律第88号）第5条違反）。この点、本件通知書には、抽象的な理由の記載しかないため、入所となった児童と本件児童との間における入所に関わる具体的な差異を明らかにしてほしい。

イ 本件児童は「保育に欠ける児童」であるのに、「保留」となると兄弟姉妹が同じ保育所に入所承諾された児童との間で不平等が生じる。そのため、本件児童を本件児童の姉と同じ保育所に入所させてほしい。

また、審査請求人及び配偶者（以下「審査請求人ら」という。）においても、兄弟姉妹が同じ保育所において保育所を利用する権利を侵害され、児童の送迎に多くの時間がかかり、就労時間の制約を受けることになり、かなりの負担を強いられる。

また、同様に本件児童においても、姉妹が別々の保育所になることで送迎時間（特に「お迎え」の時間）に影響があり、同様に負担を強いられる。

ウ 現状、利用調整基準における同ランク同指数となった場合の調整項目表では、認可外施設等に預けている場合と兄弟姉妹が在園している場合とが同じ点数であり、同点数の場合、所得状況のより低い世帯順にすることで、きょうだい加点があっても、認可外保育施設等に預けている申請者と同点数の場合、所得順で兄弟姉妹が別々の保育所になる可能性がある。

その場合、上記のとおり、保育を必要とする申込者側に就労の制約が生じ、その児童にも負担がかかる。

エ その他、送迎以外でも保護者会、発表会、引渡し訓練等全て別々の日程で開催されるため、姉妹それぞれの開催日に審査請求人らもその都度、休みを取得しなければならない。そのため、兄弟姉妹が同じ保育所に入所承諾された児童との間で不平等が生じるとともに、休みを多く取得しなければならないことで、さらに就労時間の制約を受けざるを得ない(憲法第13条、憲法第14条、憲法第25条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項違反)。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 行政手続法第5条(審査基準)に違反するか

川崎市では、利用調整基準を川崎市保育所等の利用調整実施要綱(平成26年9月29日制定。以下「要綱」という。)の中で具体的に定めしており、利用調整基準は、平成31年度保育所・幼稚園利用案内に掲載され、処分庁の窓口等で配布され、川崎市公式ウェブサイトで公開されている。

また、利用調整基準を含む要綱についても同様に公開されている。

イ 行政手続法第8条(理由の提示)第1項本文に違反するか

(ア) 本件のような保育所等利用調整結果決定処分にあつては、他の申込者との比較に基づく利用調整が行われるので、プライバシー保護への配慮が必要とされるとともに、一時に大量の処分が行われ、処分時点で詳細な理由を記載することが困難であるため、処分理由の提示としては一定の抽象化した内容とならざるを得ないという性質上の特徴があると言える。

より具体的な内容については、川崎市公式ウェブサイト上に掲載し、処分庁の窓口で説明するなどの方法によることも考えられるが、具体的結果について示すことは所得状況など他の申込者のプライバシーに影響するため難しい。

本件処分理由の記載は、一定の抽象化した内容になっているものの、いかなる事実関係に基づき、いかなる審査基準を適用して処分がなされたか、その記載自体から了知し得るものと言える。また、処分

理由提示の趣旨である、恣意抑制機能及び不服申立便宜機能にも合致すると言える。

(イ) 本件処分の理由の記載には、本件処分とは関係のない不要な記載（受入れ枠がなかった場合の保留）があるが、記載全体のバランスや受入れ枠について川崎市ウェブサイトで情報を提供していること等から、読み取れる内容としては、実際の処分の理由と相違するものになっていた、不明となっていたとは言えない。

ウ 憲法（幸福追求権、法の下での平等、生存権）に違反するか
法に基づく審査請求では、審査庁は行政機関であるため、憲法違反について判断できない。

エ 児童福祉法第24条に違反しているか

(ア) 児童福祉法第24条は、保育所等の受入れ可能児童数を上回る見込みがある場合に調整を行い、その結果として、保育を必要とする児童について保育所等の利用が認められない事態が生じることをあらかじめ想定している。

(イ) 認可外保育施設等の加点について、入所保留となって、会社等の都合により育児休業を取得できない等の理由により当該施設に入所していることを考慮する必要がある。きょうだい加点と同じ1点とすることも、客観性を担保するための算定方法と言える。所得状況のより低い世帯を内定させることについて、保育所等が児童福祉施設であることを考慮する必要がある。これらの理由は不合理なものではなく、これらに該当することで直ちに優遇されるものではなく、あくまで同点となった場合等での取扱いであるから、妥当性に欠けるものではない。利用調整基準がパブリックコメント手続を行い、その前後には市議会常任委員会に報告し、質疑や意見要望も受けて制定しているものであり、その他の内容についても妥当性を欠くところは特段見当たらない。

(ウ) 本件では、利用調整基準に従い、利用調整が適正に行われているものと認められる。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

上記第2 2(2)と同様

第4 調査審議の経過

令和元年11月13日 諮問の受付

同年12月 5日 第1回審議

令和2年 1月 9日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

(1) 本件処分が行政手続法第5条に違反するか

川崎市では、保育の実施等に当たり必要な事項を定めた要綱を制定し、その中で利用調整基準を具体的に定めており、川崎市公式ウェブサイト等で公開される等、利用調整基準は公にされているものと認められることから、審査基準を定める行政手続法第5条に違反する事実は見当たらない。

(2) 本件処分が行政手続法第8条第1項本文に違反するか

行政手続法第8条第1項本文の規定の趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与えることにあり、どの程度の理由を提示すべきかは、申請及び処分の性質及び内容等を総合考慮して決定すべきであるとされている。

この点、審査請求人の主張は、本件処分の理由として、利用調整の結果における具体的な差異が提示されていないとする趣旨と理解できるが、利用調整基準を適用した結果については、各申込者における児童の具体的な養育状況等の比較に基づくものであり、特に、「別表第3においても同点となった場合の取扱い」は、利用調整基準を適用しても同ランク同指数となり、さらに項目点も同点の場合に「養育しているこどもが3人以上の世帯」、「所得状況のより低い世帯」の順に内定とするものであり、その具体的結果は、プライバシーにわたる具体的事情の比較に基づくものであることから、本件通知書に記載することは、処分庁にとって相当な困難を伴うものと考えられる。

また、利用調整は、一時に大量の処分を行わなければならない、処分時点

で、詳細な理由を記載することは相当な困難を伴うものと考えられる。

そうすると、利用調整結果決定処分理由の提示は、その性質上、一定の抽象化した内容となることはやむを得ないものである。

一方で、その内容が理由の提示として不十分であれば、行政手続法第8条第1項本文の規定に違反する疑いが出てくるが、本件保留理由欄の記載は、いかなる事実関係についていかなる審査基準を適用して当該処分を行ったのかについて、その記載自体から了知し得る程度の記載内容と言えることに加えて、審査請求人が実体的な理由も本件審査請求の理由として掲げていることを踏まえると、上記同項本文の規定の趣旨に違反しているとは言えない。

そのため、本件保留理由欄の記載について、一定の抽象化した内容となっているが、本件処分における理由の提示として不十分なものとは言えない。

さらに、本件保留理由欄の記載には、本件処分の理由の提示としては不要な記載があるが、当該記載が含まれていたとしても、本件保留理由欄の記載の全体から読み取れる内容としては、実際の本件処分の理由と相違しているものになっているとは言えないし、本件処分の理由が曖昧で不明なものになっているとも言えない。

以上のことから、本件処分は、行政手続法第8条第1項本文の規定に違反するとは言えない。

(3) 本件処分が憲法に違反するか

違憲立法審査権は司法機関に属するものであり、行政機関には違憲立法審査権はないものと解されているところ、法に基づく審査請求において審査庁は行政機関であるため、処分の合憲、違憲等の憲法判断はできないものと考えられる。

(4) 本件処分が児童福祉法第24条に違反するか

審査請求人は、本件処分が違法又は不当となる根拠として児童福祉法第24条第1項を掲げているが、児童福祉法第24条は、同法附則第73条第1項により読み替えられた第3項において、当分の間、保育所等の利用について調整を行うこと等を定めていることを考えると、第1項の規定は、保育を必要とする全ての児童をいかなる場合においても保育所で保育することを義務付けているものではない。

そうすると、児童福祉法を理由として「保育を受ける権利」や「特定の希望する保育所等を利用する権利」が個別具体的に保障されているとは言い難く、利用調整結果決定処分が適正に行われ、その結果として、保育

所の利用の申込が承諾された児童と保留された児童との間に何らかの差異が生じたとしても、それは制度自体のやむを得ない結果と言わざるを得ない。

ただし、利用調整は、保育の実施に当たる当該市町村の合理的裁量に委ねられていることからすると、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと認められる場合は違法となり、裁量権の行使が不適切な場合は不当と評価されるものと解される。

この点、審査請求人は、要綱別表第3において、現に認可外保育施設等に児童を預けている場合の加点（以下「認可外保育施設等の加点」という。）ときょうだい同時に利用を希望している場合の加点（以下「きょうだい加点」という。）が同じ1点となっており、きょうだい加点があったとしても、同表の「別表第3においても同点となった場合の取扱い」を適用すると、所得状況のより低い世帯の順に内定となるため、所得状況によって、兄弟姉妹が別々の保育所になる可能性があることを主張している。

まず、認可外保育施設等の加点は、会社等の都合により育児休業を取得できず就労していること等の事実を考慮する必要があることからすると、不合理なものとは言えない。さらに、認可外保育施設等の加点ときょうだい加点とが同じ点数であることについては、加点となる事項を広く設定することで、客観性をより高めようとするものと考えられ、不合理なものとは言えず、それぞれの項目に該当するというだけで優遇されるものではなく、同ランク同指数となった場合の加点であることを考えると、妥当性を欠くところはないと考えられる。

次に、所得のより低い世帯を優先させる措置は、保育所等は児童福祉施設であり、保育の代替手段がより困難な世帯に対する考慮も必要であることからすると、不合理なものとは言えず、同一ランク・指数・項目点で並んだ場合の最終段階での優先措置であることを考えると、妥当性を欠くところはないと考えられる。

また、利用調整については、その方法及び利用調整基準が必要な手続を経て要綱として明文化されており、その内容に妥当性を欠くところは特段見当たらず、本件では、この利用調整基準に基づき利用調整が適正に行われたと言える。

さらに、川崎市では、保育を必要とする児童に対する多様な保育施策が実施されており、本件処分によって本件児童が何らの保育サービスも受けられないまま放置され続けるものとは言えず、利用調整の結果、利用保留となったことをもって、違法又は不当であるとは言えない。

以上のことから、本件処分が児童福祉法第24条に違反しているもの
とは言えない。

(5) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点
は認められない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	安	富	潔
委員	高	柳	馨
委員	葭	葉	裕子